

N-2nd

令和3年3月24日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官河村暢之 

令和2年(ネ)第2959号 慰謝料請求控訴事件 (原審・前橋地方裁判所平成30年(ワ)第399号)

口頭弁論終結日 令和3年2月10日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控 訴 人 今 井 豊

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人 国

同代表者法務大臣 上 川 陽 子

同 指 定 代 理 人 石 川 毅

近 藤 敦 哉

馬 場 裕

小 黒 大 地

清 水 慶 徳

大 西 有 美 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。
- 3 法務省は日本国として国連の条約違反による人権侵害に抗議し、必要な是正措置を取れ。
- 4 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が被控訴人に対し、①控訴人からの電話に対応した法務省職員が、控訴人の訴えに対し、虚偽の理由を用いて他機関へ誘導し、また説明の途中で一方的に通話を断つなどした行為は、控訴人の申出を不当に妨害するものであり、上記法務省職員は、その職務を行うについて故意又は過失によって違法に控訴人に損害を加えた等と主張して、被控訴人に対し、控訴人に生じた損害の一部である10万円の支払を求めるとともに、②国連が控訴人からの通報を無視したこと（条約違反）につき、国連に抗議すること等を被控訴人（法務省）に命じることを求め、さらに控訴人は、③原審第3回口頭弁論期日において、被控訴人の令和2年1月17日付け準備書面に関する被控訴人指定代理人らの行為を「不法行為の基礎事実」に追加し、同行為によって控訴人に総額1.00兆円の損害が生じた旨を主張した事案である。

原審は、①の請求をいずれも棄却し、②の請求を不適法却下し、③の主張については、①の事実と③の事実とは請求の基礎を異にするというべきであるから、被控訴人の民事訴訟法143条4項の申立てには理由があるとして、この請求又は請求の原因の追加的変更は許さなかったところ、控訴人は、原審の判断を不服として本件控訴を提起した。

- 2 控訴人の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の2（原告の主張）及び別紙「控訴状兼控訴理由書」の第3に記載のとおりであり、被控訴人の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の2（被告の主張）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の①の請求は理由がなく、②の請求に係る訴えは不適法であり、③の請求に係る訴えの変更について被控訴人の民事訴訟法143条4項の申立てには理由があるとして訴えの変更を許さなかった原審の措置は適法であると判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」中の第3の1ないし

3に記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人は、当審において、上記第2の2のとおり縷々主張するが、その主張を斟酌しても、上記引用に係る原判決の認定判断は左右されない。

2 よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官

矢尾 渉 

裁判官

橋本 英史 

裁判官

今井 和桂子 

控訴状兼控訴理由書



令和 2 年 6 月 29 日

東京高等裁判所 御中

今井豊

控訴人 (原告)

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被控訴人 (被告)

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 同代表者 法務大臣 森まさこ

慰謝料請求控訴事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 1,500 円
上記当事者間の、前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 399 号 慰謝料請求事件について、令和 2 年 6 月 17 日に言い渡された下記判決は、全部不服であるから控訴する。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第 2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10 万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。



貼用印紙	1500 円
郵便切手	6000 円

第 3 控訴の理由

1 虚偽表示(公序良俗違反)無効

原判決は、「以上によれば、本件訴えのうち、前記第 1 の 2 の請求(金銭支払請求以外の請求)に係る訴えは不適法であるから、これを却下し、原告のその余の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。」と判示しています。しかしながら原判決には全く理由が無く、形式不備であり、判決とは呼べません。つまり後述の通り、①私が訴えた、当り前のことを合理的根拠無しに否定しており、②甚だしい論理則違反による、自由心証主義への違反であり、事実認定と訴訟手続上の重大な瑕疵であり、憲法遵守義務(憲法 13、99 条)違反であり、職権濫用による実質的な司法拒絶であり、裁判を受ける権利(憲法 32 条)の侵害であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

同時にこれは、犯罪(犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪)です。

2 以上のとおり、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

第4 控訴の理由の説明 以下の通り、総じて著しい訴訟ルール違反です

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

理由が一切無いこと(実質的無視ないし実質的判定洩れ)

理由が全く無いので、私の訴えの、どこをどのように否定したのか? が判りません。

ですから、私の訴えに目を通したという証拠すら有りません。

理由も無く判定できるはずが無いので論理則違反であり、自由心証主義への違反です。

また、被告法務省の対応は後述の通り、露骨な手続妨害であり、適正な手続を受ける権利(憲法13条)や平等権(憲法14条)の侵害であり、憲法遵守義務違反です。

したがって、それを看過した判決も、憲法遵守義務違反であり、憲法解釈の誤りや、その他憲法の違反(民訴法312条1項)であり、実質的に裁判を受ける権利の侵害です。

第5 原判決の瑕疵の摘示

何よりも、当り前のことを認めようとしないことが公序良俗違反だということです。

私の訴えの要旨は令和2年2月12日付の準備書面(1)の通りです。

★ 国連による条約違反の判定洩れ(無視、理由不備)

この当り前の蓋然性を認めなければ一切の作為義務は生じませんが、事案解明にも紛争解決にもならないことも自明であり、訴えの前提となる基礎事実なので、判定は不可避です。

法の番人である裁判所が、条約違反を看過してどうするのでしょうか?

繰り返しますが、2007年6月18日の人権理事会決議5/1は、れっきとした条約であり、日本国憲法第98条第2項の「条約及び確立された国際法規」です。

ちなみに、同決議の第86項は、手続が被害者志向であること、第106項は、通報の申立人が主要な各段階で審査状況に関する通知を確実に受けることを規定しています。

ご承知の通り、日本は自由権規約や社会権規約の選択議定書の未調印国なので、原則として個人の通報ルートは有りませんが、同決議に基き、「重大で一貫した人権侵害のパターン」として通報したものは別です。

ですから、国連人権理事会が私の通報を公開された三ルートとも無視したことは、国連の条約違反による人権侵犯と言え、被害者である私が国籍を有する当時国の責任として、日本は国連の条約違反を糺すとともに、人権侵犯への救済措置を講じる必要が有ります。

これは、日本国憲法第98条(国際約束の遵守義務)と日本国憲法第99条(公務員の憲法遵守義務)が規定されている以上、被害者の私がこれ以上特定する必要は無く、後は国家責任として職権により判断すべきことです。

★ 予見可能性に基く結果回避義務違反の判定洩れ(無視、理由不備)

前項の国家責任、つまり、人権侵犯であれば憲法遵守義務が、条約違反であれば国際約束の遵守義務が、其々生じることが自明(充分に予見可能)ですから、この作為義務が不明とした答弁も原判決も、白痴化(居直り)による公序良俗の偽装であり、手続妨害であり、適正な手続を受ける権利の侵害であり、公然たる非人間扱いです。

●反論 虚偽の理由を用いて他機関に誘導したとは言えない旨(判決書4頁)

●反論 法的義務に違反したとは言えない旨(判決書4頁)

★私の訴えを否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

第一に、★法務省では関知しない旨は虚偽です(判定洩れないし理由不備)

国連が規定された通報を無視したことは人権侵犯ですから、まさに人権擁護局の所管です。

第二に、国連広報センターに誘導したのは、反訳書の通り、事実です。

第三に、★必要な手続案内を怠ったことは過失です(判定洩れないし理由不備)

所管部署を示さなかったことは、結果的に手続目的の妨害です。

第四に、★一方的に通話を断ち切ったことは、信用失墜行為です(判定洩れないし理由不備)

普通巢はしない行為ですから、当り前に、著しく信義則違反であり差別です。

以上の理由から、本件法務省の対応は、国連の条約違反による人権侵犯の、当り前の予見可能性を無視して、虚偽の理由を用いて他機関に誘導したと言え、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、いずれも不当な手続妨害であり、適正な手続を受ける権利の行使の妨害であり、差別ですから、職務上の故意または過失であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(国家公務員法82条)および信用失墜行為(国家公務員法99条)に当り、犯人隠避罪、脅迫罪、公務員職権濫用罪です。

このような当り前のことを認めないことは、当り前に、公序良俗違反です。

●反論 反射的利益だから原告適格が無い旨(判決書4頁)

★私の訴えを否定した理由無し(判定洩れないし理由不備)

反射的利益と言えるのは正当業務行為の場合であり、本件は、いずれも露骨な手続妨害であり、差別ですから、職務上の信用失墜行為(国家公務員法99条)に当り、正当業務行為どころではなく、適正な手続を受ける権利(憲法13条)の行使の妨害であり、法律上保護された利益の侵害です。

●反論 原告独自の見解である旨(判決書5頁)

★そう言える理由無し 因縁ないし名誉毀損であり、被告の模倣による威力です。

●反論 包囲網の實在の証拠は無い旨(判決書5頁) 蓋然性の問題です

★各事象の蓋然性と相互関連性の判定洩れ(無視ないし理由不備)

恣意性一覧表の全事件を総合すれば、蓋然性として、實在を認めざるを得ないはずです。

付言すれば、国連による私の通報の無視や、このような狂気の隠蔽判決こそが、包囲網の動かぬ証拠です。

(前堤) 包囲網としての一連の組織力の誇示です

本件を含め、恣意性一覧表に記載の全事件が、包囲網としての一連行為です。

包囲網として、当り前のことを認めず、公序良俗を歪めて威力を示しております。

包囲網とは、世界中に拵がった、私へ社会的村八分の輪の通称であり、概要は被害届 2018、関連事件は恣意性一覧表、に記述の通りです。

包囲網は私を常時監視しており、パスワードから全て筒抜けです。

恣意性一覧表の各事件は其々包囲網の存在を強力に示唆しており、更には、それらの稀有な事件が私に集中する原因や各事件の相互関連性を総合すれば、いずれも包囲網としての組織力の誇示ないし公序良俗の偽装であることは明らかです。

(前堤) 包囲網は常に、当り前のことを無視します(公序良俗の偽装)

つまり、当り前の予見可能性に基く結果回避義務違反であり、同時に手続妨害、つまり、適正な手続を受ける権利の侵害による憲法遵守義務(憲法 99 条)違反です。

当り前のこと(予見可能性)とは、①法令、②論理則、③経験則、④蓋然性、などであり、これらを認めなければ、当り前に、公序良俗違反、つまり、広義の違法です。

例えば、警察が訴えた犯罪被害を合理的根拠無く否定することは、②論理則違反であり、それなのに処理済と言い張るのも②論理則違反であり、同時に、①警察法や犯罪捜査規範などの法令違反です。

第 6 貴所による破棄自判を希望します

第 7 附属書類 控訴状副本 1 通

以上

これは正本である。

令和3年3月24日

東京高等裁判所第17民事部

裁判所書記官 河村 暢

